令和5年度第1回木更津市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

○開催日時:令和5年7月19日(水) 午後1時30分から午後2時10分まで

○開催場所:木更津市役所駅前庁舎8階 防災室・会議室

○出席者氏名

審査会委員: 今井 康介、鬼形 むつ子、清水 幸雄、松宮 智生、渡邉 秀孝

木 更 津 市:渡辺市長、重城総務部長、曽田総務部次長

(事務局) 中原総務課長、河上係長、土屋主任主事、梅田主任主事

○公開非公開の別:公開

○会議の内容

河上係長 定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回木更津市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。

本日進行を務めさせていただきます、総務部総務課法規係の河上でございます。よろしく お願いいたします。

はじめに、木更津市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱状交付式を行います。

渡辺市長から皆様に委嘱状を交付させていただきます。皆様には自席にてお受け取りいた だければと存じます。

お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場でご起立くださるようお願いい たします。

中原課長 それでは、お名前をお呼び申し上げます。今井康介様。

渡辺市長 委嘱状。今井康介様。木更津市情報公開・個人情報保護審査会委員に委嘱します。 委嘱期間は令和5年7月1日から令和7年6月30日までとします。よろしくお願いします。 中原課長 鬼形むつ子様。

渡辺市長 委嘱状。鬼形むつ子様。以下同文です。よろしくお願いします。

中原課長 清水幸雄様。

渡辺市長 委嘱状。清水幸雄様。以下同文です。よろしくお願いします。

中原課長 松宮智生様。

渡辺市長 委嘱状。松宮智生様。以下同文です。よろしくお願いします。

中原課長 渡邉秀孝様。

渡辺市長 委嘱状。渡邉秀孝様。以下同文です。よろしくお願いします。

河上係長 ありがとうございました。続きまして、渡辺市長よりご挨拶を申し上げます。

渡辺市長 皆さんこんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変ご多用のところ、また大

変暑い中、木更津市情報公開個人情報保護審査会にご出席をいただきまして誠にありがとう ございます。

また、このたび、当審査会の委員のご就任をお引き受けいただきましたこと、感謝申し上 げたいと思います。

さて、本市における情報公開制度につきましては、施行から 29 年が経過し、個人情報保護制度は、今年度から個人情報保護法へと移行したところでございます。

両制度とも市民の皆様にも広く認識されているものと理解をしておりますが、行政の説明 責任、公正で民主的な制度運営、更には迅速かつ的確な運用を図ることが、より一層求められるとともに、個人情報の取り扱いについて益々その重要性が認識されております。

皆様ご承知の通り、本審査会は、主に開示決定等に対する審査請求が行われた際に、審査 をしていただく機関となります。

開示決定等に対する審査請求については、令和4年度に答申をいただいたところでございますが、今後も引き続き開示請求制度につきましては、情報を適切に取り扱い、もって、市民生活の向上に資するよう、遺漏のないように制度運用して参ります。

皆様におかれましては、ご多忙のこととは存じますが、当審査会委員として、本市における適切な個人情報の取り扱い、また、情報公開の総合的な推進のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

河上係長 なお、申し訳ありませんが、所用のため、ここで渡辺市長は退席させていただきます。

続きまして、議題に入る前に、新たな委員での審査会は本日が最初ですので、委員の皆様 に自己紹介をお願いしたいと思います。

恐れ入りますが、自己紹介を簡単にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。 今井委員 皆さんこんにちは。今井康介と申します。今年から木更津の清和大学で准教授とし て赴任いたしました。よろしくお願いいたします。

鬼形委員 鬼形むつ子と申します。大分長く居座ってるようでございますけど、今後とも色々 勉強させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

清水委員 清和大学に勤めておりました清水でございます。

今市長さんの方が 29 年というふうに改めて確認されたのはお聞き及びの通りでございますが、平成6年に清和大学ができました時から、ずっとこの話に関与しておりまして、条例を制定する前の話からすれば、30年を超える在任でございまして、もういい加減に辞めさせていただきたいと常々お話をしてるところでございますが、なかなか先生方のご都合もあって、新陳代謝がうまくいかなかったこともありまして、同朋を探して最後のご奉公というふうに思っております。

ここにお集まりの方、事務局も含めまして、最初のいきさつからずっと同じだというのは、 多分、私と鬼形先生なので、使える知恵があったら、どうぞ使っていただきたいと思います。 あと2年よろしくお願いいたします。

松宮委員 清和大学法学部で准教授を務めております、松宮智生と申します。スポーツ法を専門としております。どうぞよろしくお願いいたします。

渡邉委員 引き続き委員を務めさせていただきます渡邉と申します。木更津の裁判所の隣のかずさ総合法律事務所というところで執務しております。どうぞよろしくお願いいたします。

河上係長 ありがとうございました。次に簡単ではございますが、事務局の紹介をさせていた だきたいと思います。

重城総務部長 総務部長の重城と申します。よろしくお願いいたします。

曽田総務部次長 次長の曽田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

中原課長 4月から総務課長を拝命しております中原と申します。どうぞよろしくお願いいた します。

河上係長 改めまして、総務課法規係長の河上です。よろしくお願いします。

土屋主任主事 法規係の土屋と申します。よろしくお願いします。

梅田主任主事総務課法規係の梅田と申します。よろしくお願いいたします。

河上係長 次に、会議の成立について報告いたします。

本審査会の会議は、木更津市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条第2項により、委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされております。

審査会の委員の定員は5名、本日の出席委員は5名となっております。委員の過半数が出席されており、本日の会議は成立しましたので報告いたします。

次に、事務局よりお伺いいたします。今回の審査会は不服申し立てによる審査が予定されておりませんので、本審査会は公開とすることでよろしいでしょうか。

ご異議ございませんでしたので、本審査会は公開することといたします。それでは議事に 移ります。

まず、次第 4、(1) 会長及び副会長の互選でございます。木更津市情報公開・個人情報保護 審査会規則第 3 条第 1 項の規定により、会長が議長となると定められております。

現在、会長が決まっておりませんので、会長が決まるまでの間、議事の進行につきましては、重城総務部長に仮議長をお願いしたいと存じます。重城総務部長、よろしくお願いいたします。

重城総務部長 それでは会長が決まるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきたいと存じ ますので、よろしくお願いします。

本審査会の会長及び副会長は、木更津市情報公開・個人情報保護審査会規則第2条第1項の規定によりまして、委員の互選により定めるとされております。

委員の皆様にお諮りいたしますが、審査会の会長について、いかがいたしましょうか。ど うぞ、鬼形委員。

- 鬼形委員 互選でございますね。私の話、僣越かと思いますけど、会長職といたしましては、 その経歴、実力と人柄とかっていうことから言いますと、やはり清水委員にお願いしたいと 私は思います。
- 重城総務部長 ただいま鬼形委員より、会長に清水委員とのお声がございましたが、いかがで ございましょうか。
- 委員 お願いしたいと思います。
- 重城総務部長 お願いしたいという声がありましたので、会長は清水委員にお願いしたいと存 じます。

それでは以後、議事の進行につきましては、清水会長にお願いしたいと思いまして私は席 を移らせていただきます。よろしくお願いいたします。

清水会長それでは、代わって進行役を務めさせていただきたいと思います。

最初の議題は副会長の選出ということでございます。

ご承知でない方もいらっしゃいますけれども、今までのこの審査会で副会長が何かをお願いしたということは一度もなく、万が一私が病気で倒れたとか、そういうときに代わりを務めていただいて、そして新たな会長を選任するという、言ってみればリリーフ役でございますので、スポーツ法専門ですと向いてるのではないかと思ったわけですけれども。実力は十分にお有りになると思います。

そんなわけで私としては、特に皆様のご異議がなければ、慣例として指名させていただいておりましたので、副会長は松宮委員にお願いをしたいというふうに思います。ご異議ございませんでしょうか。

よろしければ、松宮さんから一言ご挨拶を。

- 松宮委員 松宮でございます。甚だ力不足とは存じますが、清水会長のサポートをできる限り 努めたいと思っております。よろしくお願いします。
- 清水委員 ありがとうございます。それでは、次第に従って、その他、令和 4 年度情報公開制度、個人情報保護制度及び会議公開制度の実施状況についてとありますので事務局よりご報告をお願いいたします。
- 土屋主任主事 それでは私の方から、令和4年度の情報公開制度の施行状況、個人情報保護制度の運用状況及び会議公開制度の運用状況について報告させていただきます。

件数につきましては、情報公開制度と会議公開制度は、例年と比べて大幅な増加、個人情報保護制度は例年並みの件数になっております。お手元に資料がそれぞれあるかと思いますので、ご確認いただければと思います。

それでは配布させていただいた資料の中で、まず情報公開制度の施行状況と書かれている

ものをご覧ください。

令和 4 年度は 14 人の方から 42 件の請求がございました。令和 3 年度と比べて 12 件の増加となっております。内容としては、例年通り工事又は業務委託契約の積算根拠となる金入設計書、つまり、積算金額入りの設計書の請求が多く、同じ方が何件か金入設計書を請求しているため、人数に対し請求件数が多くなっております。

続きまして1ページめくっていただいて、通し番号9番の取り下げにつきましては、相手方の必要な情報が当市のホームページで確認できたことから、相手方から開示請求の取下げがありました。

続きまして、通し番号 23 番の取り下げにつきましては、情報提供できる情報であったため 相手方に提供したころ、相手方から開示請求の取り下げがありました。

その他実施機関別の内訳決定状況は資料の通りとなります。

続きまして、個人情報保護制度の運用状況をご覧ください。

こちらは 11 人の方から 16 件の請求がございました。通し番号 3 番の拒否につきましては、請求に係る情報が死者に関する情報でした。

本来であれば、本人の情報を開示するための制度ですので、家族であっても本人以外は開示できませんが、死者に関する情報のうち、例えば相続人が相続財産に係る情報を請求するときなど、死者の情報が請求者自身の個人情報であると考えられる情報及び社会通念上請求者自身の個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報に該当する場合には、例外的に開示をします。

本件では相手方の開示請求書などから、これに該当しないと所管課で判断し、拒否をしたものになります。

通し番号 10 番、11 番につきましては、開示対象文書が多く、時間を要したため、延長決定をしております。

通し番号 6 番、13 番の拒否につきましては、開示の請求に係る個人情報が存在しなかった ため、拒否をしたものになります。

その他、実施機関別の内訳決定状況は資料の通りとなります。

最後に、会議公開制度の運用状況でございます。

令和4年度は、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第6条の規定に基づき、事前 に239件の会議の開催の公表を実施いたしました。

また、令和元年度から3年度までは、毎年数件、新型コロナウイルス感染症の関係で中止となった会議がございましたが、令和4年度につきましては、公表された会議すべてが開催されました。

実施機関別の内訳決定状況は資料の通りとなります。

また、会議の傍聴人の数は10人となっております。私からの報告は以上となります。

清水会長 よろしいですか。それでは、委員の先生方から何かご質問、ご異議などありました ら。

私から一つ、情報公開制度の方の9番ですが、ホームページに載せたのと、それから実施 機関の方が特定した文書というのは同じということでと考えてよろしいですか。

もしそうだとすると本来からすれば、公開されてるので開示対象になってないのであれば、 却下ではないですか。

ところが、前後の問題ですけど、取り下げっていうのは向こうが先に気が付いたということなんですかね。

請求があった、ホームページに載った、これがドンピシャであるってことが話の前提で、例えばどっかの個人情報が乗っかってたり乗っかってなかったり、ホームページだったら、一部をカットすることがよくありますので、それでは、請求者の方からすれば、公開請求をした目的を達成することができない、やる意味がないことがあります。

だから取り下げるというふうに言っても、こちらの方の立場からすれば、公開すべきものがまだあるので、そこでイニシアティブを向こうに渡してしまうというのは、いかがなものかと。その点はどうお考えですか。

- 河上係長 おっしゃる通りで、欲しい情報というのが、ホームページに公開された情報以外まであるっていう可能性があるとすれば、きちっと審査の土台まで載せて審議して、決定を出すべきだと思いますが、今回はやりとりの中でこれで十分だと相手方からお話があって、どうしますかっていう中で、取り下げの処理をいたしました。申し訳ございません。
- 清水会長 問題はないんですけどね。もしズレがあって、取り下げた結果、開示するべきもの を開示してないことになっちゃったというような時には後で問題になる可能性もゼロではな いので、ご注意いただきたいというふうに思います。

他に何か先生方、お気がつきの点がございますか。

では、もう1点だけ。個人情報の方の6番で、拒否をなさっているわけですが、理由が15条4項2項と、多分それでよろしいんだろうと思うんですけれどもね、その上の3番もそうですかね、拒否理由が条文しか載ってないので、何が問題になっているかがこの一覧表でわからない。

河上係長 3番目につきましては、開示請求があったのが亡くなった方に関する情報で、亡くなった方のご家族が個人情報の開示請求の制度で開示したいと申請書を市民課に持ってこられたケースでございます。

先ほど土屋から説明させていただきました通り、基本的には自己情報の開示になりますので、通常は開示請求をすることができないというのがまず大原則にございまして、そのあと、窓口で申請されたご本人の自己情報と同視できるような、例えば相続財産に関する情報等ですね、そういったものについて開示するというような内容で、ある一定の形式的要件とその

情報との関係性が説明できていれば開示ができます。

しかし、開示請求者に、どういうふうにすれば開示できるかっていうことについてはこちらからは言えませんので、開示請求者から簡単に言えば主張立証をしていただくようなケースになるんですけれども、今回市民課の窓口でも丁寧に説明をさせていただいたんですが、この情報について、相続人の相続財産に関する情報なのか、はたまたそれ以外の情報なのかということについての説明というのがございませんでした。

ただ開示請求書についてはもう請求がなされたので、こちらについては、請求をご本人の 情報ではないというような形で拒否をしております。

- 清水会長 なるほど。言わんとすることはわかるんだけど、新しい先生もいらっしゃるので。 これ、故人の情報、亡くなられた方ですね。この方の情報について、国の法律と若干のず れがありますので、それを説明してもらえないでしょうか。
- 河上係長 はい。こちらの昨年度開示した分については木更津市の個人情報保護条例でやって おりました。

個人情報保護条例につきましては、死者の情報についても個人情報というような扱いをさせていただいておりました。

今年度から個人情報保護法に移行しましたが、厳密に言いますと、法制度の方では個人情報の定義の中から死者の情報が抜かれています。

しかし、開示の実施については、個人に関する情報という定義がございまして。今度の法制度でも個人情報という定義ではありませんが、第三者の個人に関する情報は今度の新法でも非開示という形になっております。

基本的には、旧来の条例でいっても、今度の新法の制度でいっても、死者に関する情報についてはどちらも本人以外の第三者の個人に関する情報として非開示になるというのが共通する部分でございます。以上です。

清水会長 よろしゅうございますでしょうか。行政法の中でも一番ややこしいところでして、 本来でいけば、国は個人情報の中に死者の情報は開示することがあると。

ところが、地方自治体の方は、取り扱う情報が多いもんですから、どうしても死んだ人の 情報を無条件で出してしまうということもできない。そこで若干のずれがあった。

それが法律で一元化されたものですから、各自治体の方にしてみれば、今までの扱いを変えてる部分があるわけです。

そこでこういった問題が起きたときに、例えば私がある病気があって、その病気が遺伝性 のものであるというような場合ですと、遺伝子が移るのは子供の情報もあるわけですよね。

そうすると、子供の方がそれを教えろというのは、本人の情報と同視できると。そこまではよくわかるんです。

ところが、一歩進んでいって、例えば親がいて、子は2人いて、そのうちの1人について、

親の情報を出せって言われたときに同じ遺伝子とは限りませんよね。

そうすると、そういうところで本人の情報と同視できるかどうかというようなことってい うのは、今後議論の対象になりうるわけです。

河上係長 6番についてもお問い合わせでよかったでしょうか。

清水会長 はい。

河上係長 6番については、7番もちょっと関係するんですけども、子育て支援課に親子でいらっしゃいました。

AさんとBさんがいらっしゃいまして、どっちかが窓口に来て相談をしたそうなんですけれども、どっちが相談をしたか忘れてしまったっていうケースで、AさんとBさんが両方とも開示請求をしていったケースです。

Aさんの方についてはその記録がなく、対象文書がないという形で拒否というような形で の処分となっております。以上でございます。

清水会長 それも扱いはよくわかるんですが、本来、その複数の人間の記録というのが 1 枚の 記録用紙に載っている、それが問題の発端になりうると。

市全体の問題ではありますけれども、これを個別のこの人についての情報、この人がこういった、この人がこういったという分けて記録していけば、こういうややこしい話にならないのではないでしょうか。

河上係長 おっしゃる通りです。

清水会長 それを、Aさんがこういった、Bさんがこういったということを全部1枚の紙に書いてしまうものですから、例えば、ある判断について、AさんとBさんにグレーをつけているが、どっちが言ったかわからないと。その時に、特定の個人が言ってることだからというふうにどっかで割り切らならければならない。

それが、公平な判断に繋がるかどうかという問題もございまして、これは結論そのものについていいよとは捉えるものでございませんけれども、業務のありかた、事務局の方でもう一度よくご検討いただきたい。

河上係長 ありがとうございます。情報の記録の仕方、ひいては事務の流れのあり方になるか と思いますので、こちらの方は持ち帰らせていただいて検討していきたいと思います。

清水委員 先生ほかに何か。ご質問ございませんでしょうか。もしなければ、事務局の方から 何かございますか。

河上係長 特段ございません。

清水会長 特に何もないようでございましたら以上をもちまして、令和5年度第1回木更津市 情報公開・個人情報保護審査会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうござい ました。 上記会議録を証するため下記署名する。

令和5年8月30日

木更津市情報公開・個人情報保護審査会会長 清水 幸雄